九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

学・大学・九州大学 一九四九〜一九九四 : 一学徒の修業時代と遍歴時代

手島, 孝
九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1995

出版情報：法政研究. 60 (3/4), pp.111-145, 1994-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

学・大学・九州大学　一九四九〜一九九四

――一学徒の修業時代と遍歴時代――

手　島　　孝

最終講義に当って
一―1　スタートライン
一―2　政党国家論と行政国家論
一―3　現代国家論へ
一―4　ポスト現代国家論へ
二―1　行政概念の新構成
二―2　国家計画の法理論
二―3　行政と行政法の総合的研究
二―4　憲法の理論と解釈論
二―5　ケルゼニズムとの対話
総括に代えて

最終講義に当って(1)

今年度すなわち一九九三年度の後学期における私の憲法第一部講義の最後の時間です。同時に、これが、一九四九（昭和二四）年入学以来四十五年間にわたった私の九州大学生活における最終の講義となります。

私の九州大学での四十有余年の営みは、一口で云えば、そして敢えて口幅ったいことを申すをお赦しいただくならば、〝学とは何か〟ということの私なりの摸索に尽きるものでした。一九六九（昭和四四）年を頂点に、全世界規模で、そして我が九州大学もその日本における一焦点として、燃え熾った所謂〝大学紛争〟も、その意味で、私にとって大いなる試練の機会に他なりませんでした。

本日は、この半世紀近くの間、社会の負担において自由に己が関心の趨くまま己が良心に従って研究させていただいてきたことを、〝学とは何か〟という右の私なりのライトモティーフに則して整理(2)し、ご報告して、責めの一端を果たし、併せて満腔の感謝の微意に代えさせていただきたく存じます。(3)

一-1　スタートライン

皆さんは、デモ・シカ学生という言葉をご存じでしょうか。私が大学に入った一九四九（昭和二四）年は、敗戦後未だ日浅く、食糧難・生活難で世間は物情騒然としており、巷には連日のように、やれ米よこせの、やれレッド・パージ反対のと、デモ行進が渦巻いていました。学生にも政治運動に熱心なのが少なくありませんでした。大学には

出ず、デモにシカ出ない学生をデモ・シカ学生という――のではありません。ほかに能がない、取り柄がないので法学部にデモ入ろう、法学部にシカ入れない――これがデモ・シカ学生です。そのデモ・シカ学生の一人に過ぎなかった私が、身の程知らずにも学の道を志すに至ったについては、十九世紀半ばドイツの法律家にして哲学者ユリウス・フォン・キルヒマンの、小著ではありますが奇書というべき『学としての法律学の無価値性』[4]から受けた衝撃によるところ大であります。

果たして法律学は、彼の告発するように、万巻の註釈書も立法者の三つの〔改正の〕言葉によって反故と化してしまうような、実定法という朽ち木に巣くううじ虫ども即ち法律家のいじましい営みに過ぎないのか。法学部でいささか勉強してみた上での印象として、この挑戦的な、しかも内部からの告発は、大いに正鵠を得ているようにも思われるが、しかし、それでは、古来幾多の法学者たちの苦心は全く仇事だったのか。

ところで、キルヒマンが槍玉に挙げたのは、直ぐ気がつくことですが、ローマ以来固有の法律学とされてきた法解釈学に他なりません。当時、第二次大戦直後の我が法学界では、マルクス主義の大きな影響の下に、法社会学ないし法社会学的研究が、そしてそれのみが〝法の科学〟としての試金石に堪える、と声高に主張されていました。しかし私は、それはそれで確かに科学たり得るかも知れないが、その場合それは最早法律学ならぬ社会学の一分野といわざるをえないのではないか、固有の法律学は一体どうなるのか、との思いを禁ずることができませんでした。

ここで私は、もろもろの社会現象の中における規範としての法そのものの独自法則性に思いを潜める、戦前オーストリア・戦後アメリカの法理論家にして公法学者ハンス・ケルゼンの思想・学説に大きな興味を覚えるようになりました。ケルゼンを手がかりに、彼にならって公法を切り込み口としながら、法律学の学としての価値ないし無価値性を究明し、延いて〝学とは何か〟のアポリアに一歩でも接近してみたい。こうして、一九五三（昭和二八）年四月、

恩師・故林田和博教授の下に憲法および行政学の助手として、私の研究生活が始まりました。

憲法と行政法ならともかく、憲法と行政学とは奇異な取り合わせと、皆さん思われるかも知れません。実は、前者（憲法）は私の希望、後者（行政学）は林田先生のご指示・ご慫慂によるものでした。当時二十歳になったばかり、年少客気の私は、行政法を中間項・媒介項に、これら三分野を、その頃は未だそういう言葉は影も形もありませんでしたが今の言葉でいえば〃学際的〃に研究することが、先に述べた私独自の目論見を達するのに大いに役立つに違いないと不遜にも考え、いわば複数専攻の冒険に敢えて踏み切ったのです。

当初の導きの糸は、直接・間接、またポジティヴにせよネガティヴにせよ、ケルゼンの理論でした。なお存命だった彼の学説を渉猟しフォローする作業は依然継続しながら、そのマクス・ウェーバー流「没価値性」の立場と、その創唱にかかる「純粋法学」の方法論とを、それらの有効性と限界性につき、憲法と行政学の両分野から精選したそれぞれ一つ宛ての具体的テーマの追究を通して検証してみる、という手法を採ったのです。このために選んだのは、憲法からは、ケルゼンが言及はしながらついに詳細には展開することのなかった〃政党の憲法理論〃の問題、そして行政学からは、純粋法学によれば一応明確に定義が下されているはずの〃行政の概念〃の問題でした。(5)

一―2　政党国家論と行政国家論

第一の〃政党の憲法理論〃の主題は、折しも私の大学入学と時を同じうした一九四九年の制定にかかる西ドイツの憲法に、西欧先進国で初めて政党に関する明文規定が出現したことが恰好の実証的素材となりました。今でこそ世界

的に憲法学の人気テーマの一つの観がありますが、当時我が国では殆ど顧みる者とてなかった、この問題領域に、原資料・原文献の乏しさをかこちつつ、独り考えあぐねながらアタックを繰り返したものです。

その成果は、私の処女作の一つを含む幾つかの専門誌論文を経て、一九六五（昭和四〇）年、岩波講座『現代法』第三巻所収の中篇論文「現代憲法と政党」となり、さらに後年、その後の二十年間の考察・発表論文を加え全面的に体系化して、私の八番目の著書『憲法学の開拓線』の第一部「古くして新しき処女地〝政党国家〟」として集大成されました。

この一連の研究作業の結果、私は、〝政党〟の存在およびそれによって決定的に刻印された現代政治の状況―簡単にいうと〝政党国家〟的状況―、この〝政党および政党国家〟というすぐれて政治的現実の次元の問題が、憲法規範の把握・解釈・運用とどう関わり合うか、また関わり合うべきかについて、主題をめぐる実質的知見と共に、或いはそれ以上に、学問方法論的な思索を深めることができたと思っています。

さて、元のスタートラインに戻って、政党の憲法理論と並行して追究すべく取り上げられた第二の個別テーマ〝行政の概念〟はといえば、先ず、この研究の出発点としての「ケルゼンの行政論」が、私の今一つの処女論文としてまとめられました。ここで明らかになったのは、彼の法規範論的に理路整然たる行政概念が、〝一般的・抽象的法規範の個別化・具体化〟として、裁判と本質を同じくするものであり、理念型的な法治国家の行政には適合しえても、二十世紀職能国家の中枢機能である積極的行政の本質的把握には全く有効性を欠く、ということでした。

かくて、現代行政にも、或いはすぐれて現代行政に妥当する行政概念を考えてみなければならなくなりました。その手始めは、今世紀世界の最先端に躍り出たアメリカ行政学の勉強です。機会をとらえ、フルブライト留学生として一九五五（昭和三〇）年から一年間、現地へ渡りました。第二次大戦中、小中学校で〝鬼畜米英〟と教え込まれた私

にとって、戦後十年にして初めて訪れた最初の海外体験であり、当然、強烈なカルチュア・ショックの連続でしたが、行政学も勿論その例に洩れませんでした。十九世紀の初め新興国アメリカを視察したフランスの若き裁判官トックヴィルに感銘を与えたのが、何はさておき『アメリカにおけるデモクラシー』[6]であったことは知られていますが、二十世紀半ばの私も、この国の行政ないし行政学の構成原理としての〝デモクラシーと能率〟を新鮮な驚きをもって実体験することができました。

このことを基調に、彼地で没頭した行政学説史の研究を取りまとめたものが、帰国早々、助教授昇任のための所謂助手論文となり、さらにそれに手が加えられて、一九六四（昭和三九）年、博士学位論文「アメリカ行政学史論」がパスすることになります。これは、同じ年に私の最初の著書として出版されました。すべて若い研究者にとってそうであるように、処女出版は、私にとっても未だに忘れることのできない喜びと感激であり、大きな励みとなりました。

ところで、アメリカ行政学研究を通じて得られた成果は、今や行政は全世界的に社会と国家を支える積極的要因の最たるものに他ならない、との理論的認識です。アメリカ行政学の用語をもってすれば〝行政国家〟的現代国家観ということになります。私は、隴を得て蜀を望むというのでしょうか、この〝行政国家〟の現実と理論を、アメリカだけでなく、さらにドイツについても勉強してみようと思い立ちました。日本にとっても、私にとっても、ドイツ―当時の西ドイツ―は、アメリカとは又違った色々な意味で参考となるところ大であると考えたからです。

そこで、今度はフンボルト財団給費生の試験を受けて、一九六一（昭和三六）年からまる二年間、ケルン大学に留学し、そこのハンス・ペータース教授に就いて、彼の公法学・行政学、なかんずく〝行政国家〟論[7]を学びました。彼の行政国家論は、結局のところ、プロイセン伝統の廉潔・有能な官僚団を楽観主義的に前提するプロ行政国家論であ

り、官僚制の病理の肥大を不可避と想定する私の悲観主義的色彩の濃いいわばアンチ行政国家論とは結論的には相容れないものでしたが、その重厚で構成的なドイツ的思考から、私は、アメリカ行政学からは学びえなかった多くのものを得ることができたと思います。何よりも、対ナチス・レジスタンスの生き残りでもある[8]敬虔なキリスト者、ペータース先生の人格的感化は、私にとって、それ自体もまた決して小さくはなかった先生からの学問的影響をすら遙かに霞ませてしまうほどに圧倒的でした。私が彼ハンス・ペータースを、林田先生と共に我が二人の恩師と仰ぎ、ハンス・ケルゼンと併せ私にとっての〝ふたりのハンス〟と呼ぶ所以に他なりません。

一九六六（昭和四一）年秋、当時ケルン大学総長だったペータース先生は、東京で開かれた世界各国学長代表会議に出席の多忙な旅程を割いて、福岡に私ども夫婦を訪ねて下さったのでしたが、思いもかけず、その翌年早々、六九歳で急逝されました。門弟、友人、知己の手で既に七〇歳祝賀論文集が企画され、私も私のドイツ語での二作目を寄稿していたのですが、数十〔合計五十三〕の寄稿を合わせて千頁に垂んとするこの大部の本は、悲しいことに追悼論文集となってしまいました。学恩に報いんものと渾身の力で書き上げた、記念すべきこの私の論文は、題して“Über den Verwaltungsstaat”、すなわち「行政国家論」。〝行政国家〟概念を精密化し、政治学・行政学にとどまらず現代公法学にもその中心概念装置の一つとして導入すべき要を説き、そのような行政国家の現実的必然性と対憲法規範的問題性に論及した、その内容についての評価は、当の私自身が云々するより、今でもドイツ公法学のスタンダード・ワークたる声価を保つエルンスト・フォルストホフの『行政法総論教科書』Lehrbuch des Verwaltungsrechts: Allgemeiner Teil の一九七三年の最後の版（第一〇版）の本文冒頭〔S.1〕をご覧いただければ幸いです。そこの参考文献目録に、アルファベット順でシュタールとヴィーアッカーに挟まれて、テシマのこの論文が挙げられています。

一―3　現代国家論へ

さて、このようにスタートラインにおいては〝政党の憲法理論〟と〝行政の概念〟の二手に分かれて走り出したのでしたが、やがてこれら両コースは、右のペータース追悼論文の頃から、双方を大きく包括し総合したものへと一本化されてきました。そのことは、当のドイツ語論文出だしの次の文章に如実に窺えましょう。自分で、自分の書いた外国語の文章を日本語に訳すというのも、おかしなものですが、――

「今日の国家生活の舞台には二人の主役が見られる。すなわち、政党と行政である。正式の配役（憲法上の規定）とはかかわりなく、実際には、これら両者が主役を演ずる。現代国家が『政党国家』ないし『行政国家』と性格づけられる所以である。両者は、あるときはパートナーとして、あるときは一が他をリードする形で、舞台を支配する。しかし、行政が政党を次第に凌駕する傾向にあるように思われる。(9)」

こうして、公法学在来の理論装置をもってしては到底肯綮に当る把握が困難ないし不可能な現代国家の実態と問題状況を、総体的に開発し解明することが、以後、私の課題となりました。これは、現実の事態に即すれば行政に焦点の合う場合がどうしても多くならざるをえないことから、この限りでは初期の狭義行政国家論の延長の観もありますが、しかし、今や基本的には質的に飛躍して、視野を大きく拡げた現代国家論そのものとしての広義行政国家論ということです。

この一本化段階に入ってから、新たな広い文脈で構想され最初に世に問われたのが、私の二番目の単行著書、一九

六九（昭和四四）年の『現代行政国家論』でした。折しも大学紛争が、九大では、前年六月米軍ジェット戦闘機が建設中の構内電算センターに墜落炎上した事件に端を発し、年末・年始の米原子力空母エンタープライズ号佐世保寄港をめぐる所謂全学連三派系学生の反対行動で頂点に達しようとしていた、ちょうどその頃、経済成長を謳歌する一般世間とは奇妙に裏腹に騒然たる学内状況の中、連日連夜の教官動員の間を縫ってゲラの校正を進めたこと、そしてその三月末、定年退官で九大を去られた恩師・林田先生に、刷り上がったばかりのこの本の献呈が辛うじて間に合ったこと等々、思い出は尽きません。ちなみに私は、その二年前、十年間の助教授を経て行政法講座の担当教授に昇任しており、林田先生のご退官後はそのあとを襲って憲法講座に移り、今日に至った次第です。

今からきっかり四半世紀を遡る出版にかかる本書の「はしがき」で、私は次のように書いています。——

「政治の季節である。市民的民主主義のもろもろのイデオロギーが、その真価を問われつつある。……〔中略〕……

この……状況の根原には、もとよりさまざまの動因が働いている。資本主義経済体制の現代的進行を土台として発生する社会構造の多元化・分極化、大衆社会化、人間性の疎外など、そこで指摘される諸現象の中で、もっとも注目すべきものの一つに〝行政国家〟への決定的趨勢がある。

〝管理時代〟にあるものと特徴づけられ（シーグフリード『現代』）、意思決定の真の担い手を〝テクノストラクチュア〟に見る（ガルブレイス『新しい産業国家』）現代社会と並行に、国政においても、情報と行動力を独占する管理機能＝行政機能に政策形成決定の実権が集中する。この行政国家化の事態こそ、行政の機能変遷と相まち、まさに現代および未来の国家の基本構造を本質的に規定するであろう最大の直接的要因と考えられるが、市民的民

主主義国家の自己展開のこの必然の現代的帰結が、今やかえってそのイデオロギー的出発点に死活的なアンチテーゼを醸成するのである。政治の季節、実は、この意味では行政の季節である。

本書は、このような問題意識から、現代行政国家の社会法則的必然性、およびそのもたらす体制イデオロギー的（＝憲法規範的）問題性に科学的解明を加えようとしたものである。比喩をもっていえば、現代国家の生理および病理の解剖所見であり、それに基づく市民的民主主義破産の申立書である。政治学的・法律学的な総合的手法が、この目的のために動員される。[10]」

こうして、全冊四百頁中一四〇頁は当該病理の克服策に充てられ、司法審査の拡充、議会的統制の強化および行政手続の対審的構成の三つの方途が、それぞれ「無瑕疵裁量行使請求権」、「オンブズマン」および「行政聴聞」という当時西ドイツでようやく開発の緒につきつつあったテーマを素材として具体的に論ぜられています。

この『現代行政国家論』の内容は、それに続く数年間に、実態面では、由々しい憲法的衝撃を含意しつつ進行する国家計画化（パブリック・プランニング）現象への着目、克服策に関しては、とくに我が国の憲法・行政法に即した〝対行政国家的〟解釈論・立法論の工夫考案によって補完され、そのエッセンスが、ついに「行政国家の憲法問題」を総合テーマに取り上げるに至った一九七三（昭和四八）年の日本公法学会に私が引き受けた同名の基調報告となりました。一九七六（昭和五一）年には、『現代行政国家論』以後のそれら諸論考を集成して『行政国家の法理』が私の第四の著書として陽の目を見ます。

私の広義行政国家論は、その趨くところ、当然やがて、従前分析的に別々に究明を進めてきた政党国家と行政国家という現代国家の双つの顔を、「本来一体である現代国家〔…〕そのものとして、すなわち〔……〕〝政党＝行政国

家〟として総合的に把握し、この、より広角のパースペクティヴで初めて見えてくる問題性へ、さらに接近を試みなければならない」[11]とする問題意識に連なるのですが、まさにその問題意識のもとに「政党＝行政国家の法理を求めて」と副題を付して一九八五（昭和六〇）年に第八著作『憲法学の開拓線』が上梓されました。しかしそこでは、私の非力のため、基本的には未だに双つの顔をそれぞれに観察する域を脱しえず、〝政党－行政国家〟論は「なお課題として指摘されるにとどまり、開拓線の彼方に未踏のまま残され[12]」ました。

一－4　ポスト現代国家論へ

そうこうするうち、現実政治の舞台は、一九九〇年前後から世界規模で、大きく、しかも急激に転回を始めました。〝政党の衰退〟が叫ばれ、行政国家的状況の滔々たる進行にも、フランスの地方化（ロカリザシオン）や、米英そして日本の民間化（プライヴァティゼーション）といった最近の動きに顕著に見られる、強力な一見〝逆流〟がにわかに目立つようになってきました。この最新の事態との理論的対決を迫られた私は、乏しい能力の限りを振り絞ってデータを集め考えに考えてみました。その一応の結論が、現時点での私の最新作、第一〇番目の著書『ネオ行政国家論』です。

一九九一年十一月発行のこの書は、一九六九年の『現代行政国家論』のポスト・モダン版として『ネオ行政国家論』であるとともに、行く手に行政国家の思いもかけぬ問題的変態（メタモルフォーゼ）を発見するに至る意味で『ネオ行政国家〔の〕論』でもあります。

その「はしがき」で私は、マルクス主義に象徴されてきた〝グランド・セオリー〟の凋落に言及した勢いで、「もとより本書の如き、ものの数でもないとはいえ、学の神髄を理論と哲学に見ようとする本書の著者などは、『野蛮人の洪水によって、重き著者たちは沈んでしまい、軽い著者たちが泳いだ』と一六二〇年に書いたフランシス・ベーコン（ヴィーコ『学問の方法』岩波文庫版一三六頁による）と、嘆きを共にせざるをえないのであろうか」[13]と言わずもがなに筆を滑らせ、識者の顰蹙を買いましたが、この本で私が仮説的に打ち出し、実証しようと努めたのは、その冒頭あらかじめ本書自身が要約するところに従って示せば、次のようなことです。――

「『現代行政国家』に初めて探査行を試みたのは、この世紀もいまだ半ばをそう過ぎてはいない頃であった。いま、ようやく世紀末を間近にふたたび訪れたそこは、もはや、かつてのままのたたずまいではない。

依然として『行政国家』の標柱は立ってはいる。

……〔中略〕……

しかし、観察者にして少しでも注意深ければ、次いで直ちに気づかざるをえまい。『行政国家』なる表示こそ同じであれ、その実体は、世紀中葉に比べて、屈折と錯雑の度をとみに増し、明らかに変貌しつつあることを。

先取りして言えば、今世紀末における『現代行政国家』再探訪の紀行は、〝なお本質的には『行政国家』の大文脈の中にあるとはいえ、随所に新たな現象と問題性の出来を見る、画段階的な状況〟の到来（『機関的行政国家』から『機能的行政国家』へ、『単純行政国家』から『複合行政国家』へ）を結論するに至るであろう。すなわち、今や単に行政機関（狭義）が国政の機軸として重きを加える底の段階は止揚されて、広く国家機能全般が行政の属性を帯び始め（…）、それに伴い、―国家中枢としての―行政中枢にこれまで見られた一点集中のダイナミズム

が、一転、拡散・多極化に変換しつつある（…）、ということである。

『ポスト現代国家』、すなわち一九九〇年代のわれわれにとって現前の『世紀末国家』ないし来るべき『新世紀国家』は、この意味で『ネオ行政国家』とよばれるのが正しいのではないか。(14)」

いささか自負する所なしとしないこのテーゼを、畏友・中川剛教授は、昨年の日本行政学会年報所載の書評で好意的に迎えてくれました。著者本人としては面はゆい箇所もありますが、一部をそのまま引用してみますと、――

「行政国家は、はっきりと新しい段階に足を踏みいれた。われわれは現実の手触りのなかで行政の変貌を感じてはいる。知らないことを言われたわけではない。けれども、理論化されて初めて、それは意識化され、認識があらたまり、行政国家の変貌を語る言葉ができ、これに対処することができるのである。したがって、現象がこのように理論化されることは、行政国家の変貌がこの時点で、言わば発見されたことを意味している。これ以後、著者の提示した命題を抜きにしては、行政国家を語ることがおそらくできない。それだけの衝撃力を備えており、また益するところが大きい。

というのも、諸学が専門化して、自由な視点から現象を考察する知力が現代では著しく衰弱しているからである。行政のタテ割りを攻撃する研究者の頭のなかまで、いつのまにかタテ割りになっていて、行政国家についても、通常は行政機関しか眼に入らず、社会の現実や変容する国家機能からのフィードバックができない。

……〔中略〕……

こうした問題に眼が通り、確信をもって論じることができるのも、社会科学の広い分野に通暁した著者なればこ

そと思われる。

著者の言う複合行政国家化は、行政機能の遠心化として説明される。巨大化しつつあると見られてきた行政権が、突然『小さな政府』の方向へ揺れた謎が明快に絵解きされる。それは行政の縮小ではなくて、拡散であり、行政機関から立法・司法の諸機関へ、中央から地方へ、政府から社会システムへと行政機能は普遍化する。

……〔中略〕……

表現は今や稀少価値となった漢文脈であるから、幸田露伴でも読まされているような心地がするが、論じられているところは分かりやすい。また事実に即している。…〔略〕…手島論文は一見難解だが、自分の言葉で書かれているので、おそらく世界に発信できる内容を持つものである。[15]」

過褒のきらいがありますが、しかしこの書評では私の立論に的確な批判を加えることも勿論忘れられてはいず、私自身十二分に自覚している足らざるところ、すなわち、ポスト・モダンの恐るべき国家状況のいち早い理論的「発見」はそれはそれとして、その先に立ちはだかる全く新しくも重大な課題、たとえば「これまで〔…〕『行政国家』克服の切り札の一枚であったはずの分権化が『行政国家』自身の論理の中に組み込まれてしまい、今や、そのような、分権化しつつしかもなお強大化を熄めぬ『行政国家』、すなわち、機能的・複合的行政国家としての『ネオ行政国家』への、有効な対抗的規範理論（…〔略〕…）を新規に摸索・開発しなければならない等[16]」の大仕事が全然手着かずのままであることが衝かれ、私が洒落たつもりで「世紀の転換期を迎え、〝海図なき航海〟が始まる[17]」と論を結んだ、いわば傍観者的態度が糾弾されています。

もとより私は、自ら海図を作成しつつ未知の大海の水先案内に立つべき使命を回避するものではなく、その後、昨

年の四月に発表の一論文[18]では、手始めとして、ネオ行政国家の状況下でもなお存在理由を喪わぬと思われる権力分立の機制を有効に作動せしめる根本的な権力分立再編の方向を探ってみました。伝統的な三権の分立は、三権の不可抗的融合の決定的進行で、もはや機能せず、次に、そのような融合国家権力に拮抗すべく望みを嘱される地方権力も、やがては前者と同じ行政の論理に呑み込まれて等質化してしまって権力分立要因としては結局働かなくなり、かくて最後に残るのは、国家と地方が打って一丸となった間接民主主義権力を向こうに回した国民の直接民主主義権力という究極の二項対立の構図しかないであろう、とする展望であり同時に対策です。しかし、海図は未だほとんど白紙であり、前途は洋々ならぬ多難・遼遠といわざるをえません。

二―1　行政概念の新構成

以上が、私の研究生活をともかくずっと貫く根幹を成します。しかし、四十年の余ともなると、そこから幾つもの枝が、しかも時として巨きな枝が分岐するのは自然の勢いです。うち目立つもの五本ほどを選び、それらの枝振りを眺めてみることをお許し下さい。

その一は、行政概念の新構成です。〝西ドイツ憲法の政党条項〟の検討と二足のわらじでスタートを切った私の研究生活の、今一つのテーマが〝ケルゼンの行政概念〟であったことは、すでにお話ししました。その結果、不十分さが露呈された純粋法学流の行政の把握を超えるものを自力で探求せざるをえなくなり、さらには、その延長線上で前述のように私のヨリ広い研究関心を領することとなった〝行政国家〟問題の基礎概念としても〝行政〟の精確な概念

構成の必要に迫られた私は、一九六〇年代後半（昭和四〇年代前半）の一時期これに没頭し、ついに一九六八（昭和四三）年、「行政概念の新構成」と題して本学の『法政研究』に発表した論文で、私なりの思索の成果を学界に問うことができました。

これは、最も簡潔には、「行政とは、本来的および擬制的公共事務の管理および実施である」と定式化されるもので、いま少しパラフレーズすれば、――

「行政とは、社会成員の全体ないし大多数の共通利害にかかわるものとして全体の負担で行わるべきこと（公共性）を社会的に正当化された事務――当該正当化を事務の実質から自然成立的に受けるもの（本来的公共事務）を中心に、その理念的権威に与るべく、社会的に合意された一定の手続（政治＝一次的政策決定）を経ることでそのようなものとして仕立てられみなされるもの、換言すれば当該正当化を手続的・人為的に受けるもの（擬制的公共事務）まで包摂する――について、その現実的遂行へ向けそれに必要な諸条件の準備・充足――二次的政策決定、企画、組織運営、人事・財務・設備、指揮・伝達・調整、管制――を行い（管理）、その現実的遂行（実施）に及ぶ、一連の過程である[19]」

ということです。

すなわち、大きく類として〝目的的な人間（集団）行動〟に属することには疑いのない行政という人間営為を、その類の中での種として、二つの種差、すなわち行動目的契機たる「本来的および擬制的公共事務」および行動様態的契機たる「管理及び実施」という両特性によって特定しようとする、行政の実質的・積極的定義といえますが、この

新概念――あえて新概念と言わせていただきますが――のみそは、行政の目的要素を「公共事務」という表現で安易に一元化してしまうことを斥け、「本来的および擬制的公共事務」という以上には単純化できない複合的な事務であるととらえ、この視点からして初めて、在来は見えてこなかった行政の本質への活眼が開かれるだろう、とするにあります。

当初立てた仮設を、考え得られるさまざまの観点からの自己点検を通して、また発表後各方面から加えられた仮借ない諸批判に触発されつつ、フィードバックを繰り返して到達した現時点での結論ですが、実は結果的に、どうしても必要な修正は微修正の域にとどまり、当初の仮設が基本的に検証された形になっています。そして、この概念構成が、行政学・政治学という現実社会科学にのみならず、行政法学・憲法学という規範社会科学にも有効であること、さらに、時代的広角性を有し、とりわけ現代およびポスト現代の行政の本質的認識に妥当することも、これまでに実証されてきたのではないかと思います。

なにがしかの独創性も主張できようかと私かに考え、いろいろと想を練り満を持して放った一の矢、前述の一九六八（昭和四三）年論文に続いて、二の矢が翌年の『現代行政国家論』の第一章、三の矢が十三年あいだはあきますが専らこの問題にのみささげられた一九八二（昭和五七）年の『行政概念の省察』、四の矢がさらに九年後の『ネオ行政国家論』の付章、そして最も新しい五の矢が昨年の共著『憲法と行政権』の第一部第一章です。二十五年間で五本の矢では、とても矢継ぎ早とはいいかねますが、これに対し反撃の矢の方は、この間、私が針ねずみとなりかねないまでに雨あられと浴びせかけられました。しかし私も、こちらからの三の矢、四の矢では、それらを右に左に斬って捨てたつもりです。これについては、中川剛教授が、先に挙げた『ネオ行政国家論』書評の末尾でユーモラスに触れてくれてますので、それを引用しましょう。――

「…付章として行政概念に関する批判・反批判が繰り広げられているが、付録どころではなくて、分量的には全体の三分の一以上を占めている。行政概念の積極的定義を行ってきた数少ない研究者として、千早城を守るほどの奮戦ぶりであるが、とにかく、行政学は言うに及ばず、憲法・行政法の諸学を駆けめぐっては、片端から突きを出し、蹴りを入れている。（少なくとも公法学では）衆を頼むことのできない積極説によっている上に、同じ積極説のなかでさえ火花を散らしているという物凄さである。[20]」

このような自称〝広角的〟な概念構成が所謂〝学際的〟な方法論を不可欠とすることはいうまでもありませんが、その方法論は、三の矢『行政概念の省察』の劈頭に展開されています。私は、このさなきだに固い本を少しでも柔らかくしようと、全体を「主題の提示」、「主題の展開」および「主題の再現」と、ソナタ形式で構成してみたのですが、その提示部に、「憲法学・行政法学・行政学・政治学のクヮルテット」と「とくに行政学と行政法学のデュエット」とを、「方法論的プレリュード」として配してみた、というわけです。

なお私は、一九七八（昭和五三）年秋ドイツ再訪の折、機会を得て数週間をシュパイヤーなる行政大学院の学寮に籠り、自らの新行政概念をドイツ語の論文Neubildung des Verwaltungsbegriffesに書き上げました。これは翌年、現地の行政学専門誌Die Verwaltungの巻頭に掲載され、以後、幸いにして多くの、しかも嬉しいことに好意的な、反響を喚んだと言っても、自惚れと嗤われることはありますまい。その一つの証拠に、現在ドイツ行政学のアカデミックなスタンダード・ワークといえば、ハンブルク大学ヴェルナー・ティーメ教授著Verwaltungslehreに指を屈しましょうが、その第四版（一九八四年）第一頁の「行政の概念」参考文献所掲の十一書目中に、私のこの論文もアルファベット順で米国のかのサイモンと著者ティーメ自身の労作に挟まれて推薦されていることを、我がことで気恥ず

かしいのですが紹介させていただきましょう。とくにサイモンの『行政（または経営）行動論』Administrative Behaviorと並べられている光栄は、かつて弱年のアメリカ留学当時まさにサイモンのこの本を耽読し大いに啓発された身として、多少の感無きを得ません。ドイツといえば、私の発想法や思考法が知らず識らずのうちに良かれ悪しかれドイツ的となっているのか、私の新行政概念は、日本でよりは彼地でむしろ遙かに理解されているようで、いささか複雑な気持ちです。一九九一（平成三）年秋には、南ドイツのボーデン湖畔コンスタンツ大学で、このテーマでドイツ語の学術講演も試みました。題して、Ceci n'est pas une administration?。ベルギーの画家マグリットの有名な絵の画題、Ceci n'est pas une pipeをもじったのでしたが、果たしてどの程度聴衆に通じたかは神のみぞ知るです。

二―2　国家計画の法理論

さて、大本の幹から派生した枝、その二は、国家計画（パブリック・プランニング）の法理論です。

私がこの主題に着目するようになったのは、そう古いことではありません。実際、『現代行政国家論』では全く取り上げられていません。しかし、この本のまとめと仕上げの過程で、それへの問題意識が急速に芽生え、ふくらんできたのです。すなわち、今日、国家による基本的政策決定レベルでの計画化（プランニング）の台頭・進行こそ、行政国家をもたらす諸要因中、最たるものであり本質規定的なものではないのか、いや、そうに違いない、そうすると、この現象をきちんと政治学的・行政学的に事実認識し、それを踏まえて、これまで全く未開発の憲法的・行政法

的規範理論の構築を試みることが喫緊の急務ではないのか、という問題意識です。

かくて、『現代行政国家論』出版の直後から、この研究作業に本格的に着手、翌々年からその次の年にかけて「国家計画の法理」の究明に挑んだ中篇論文三つを『法政研究』に公表しました。これらのかなりの部分は、手を加えられて、既述一九七三（昭和四八）年の日本公法学会総会報告に盛り込まれ、さらに三年後、これも既述の私第四番目の著書『行政国家の法理』の第三章となっています。「国家計画の対憲法的衝撃」という副題のこの章は、メーン・タイトルを「甦るモーロック」と銘打たれ、海の怪獣リヴァイアサンになぞらえられてきた現代行政国家は、今や国家計画化の進展によって、同じく旧約聖書に出てくる異教の神、子供すなわち国民をいけにえに要求するモーロックへと恐るべき変身を遂げつつある、との基本認識を示しています。

私の〝国家計画〟論、それは右に述べた意味で〝計画行政国家〟論でもあるわけですが、これまた、少なからぬ批判にさらされました。それらを反批判しつつ積み重ねた思索は、一九八五（昭和六〇）年の段階で中間的に総括されています。すでに何度か触れた私の第八作『憲法学の開拓線』の第二部においてです。

ところで、国家計画の法理をマクロ的に考察する中で、私の学的関心を強く捉えるようになったのが、国家計画の改廃に伴う関係私人救済の法的問題でした。神は細部に宿りたまう。――このミクロのテーマにこそ、国家計画の根本的問題性が集約され凝縮されているのではないか。そうなると矢も盾もたまらず、ある時期、一意専心、この問題に取り組みました。参考になる学説・判例のほとんどはドイツにしかありませんでしたので、それらを可能な限り渉猟し分析して、日本法としての法理を探ったのです。その一応の成果は、一九七七（昭和五二）年、『ジュリスト』誌に五回に分けて連載してもらいました。その後、ほかの仕事にかまけて十年間もの空白が生じてしまいましたが、一九八七（昭和六二）年になって、この間の日独その他各国における学説・判例の発展をもフォローした論文、上下二

篇を『法政研究』に発表することができました。これらをすべて統一的に体系化したのが、その翌年私の九番目の著書として出た『計画担保責任論』です。

この書巻頭の凡例には、「本書は、かねて準備の過程にある近刊予定の拙著『公計画の法理論』中、分量が膨大化し他とアンバランスになったその一部を、独立させて一書の体を与えたもの」[21]とあります。そこで言及されている「近刊予定の拙著『公計画の法理論』」こそ、実はこのコンテクストでの私の本来の目標であったし、また今も依然としてそうなのですが、未だにそれが達せられていないことには、甚だ忸怩たる思いを禁じえません。

二—3　行政と行政法の総合的研究

話しが計画担保責任論に及んだところで、五本の枝のその三に眼を転じましょう。その三というのは、行政学と行政法学の方法論的隔絶の克服、換言すれば行政と行政法の総合的研究の企てです。

すでにして計画担保責任論が、そのような意味をもっています。従前のように法規範レベルの上だけでの理論操作では、これまで全く未知の現象だった広範・高度な国家計画化についての法理を開発することは、誰が考えてみても出来ない相談です。何よりも当の政治的・行政的現実の事実的法則性をしかと確認することが先決であり、その上で、それに対応した規範論理を編み出してゆくほかかない。これは、私が目指した〝学際的〟研究の一つの大きな応用場面でもあったわけです。

そもそも行政概念の新構成そのものが、そのような企ての橋頭堡として出発したものでした。現に、先に紹介した

関係の最初の論文、一九六八（昭和四三）年の「行政概念の新構成」には、サブ・タイトルが「同時に、行政法学と行政学の統一観念として」とあります。直接にせよ間接にせよ同じく行政を対象としているこれら両学科で、行政の概念が全く交わる所なくてんでんばらばらなのは、何としても解せない。学としての方法がゾレンとザインで対蹠的に違うからというのは、余りにも細分化されてしまった学なるもの―まさに科学―の独り善がりに過ぎないのではないか。この、いわば悪しき意味でのケルゼン的遺産を根本的に批判し、行政学と行政法学に連動する的確な行政概念を立てることで、新たな総合的行政研究が始まるに違いない、と考えたのです。

その恰好の個別題材の一つとして、行政訴訟の分野から〝無瑕疵裁量行使請求権〟の問題を選び、当時未だ我が学界では初見参に近かったこの法理にメスを加えて、一九六七（昭和四二）年、『法律時報』誌に二号にわたって発表したのも、同じ動機に出たものでした。ちなみに、その後術語として定着した観のある、この〝無瑕疵裁量行使請求権〟という、お経の文句のようなネーミングは、〝計画担保〟の場合もそうなのですが、実は私の命名にかかります。

一九七六（昭和五一）年には、日本行政学会が学会を挙げて企画した『行政学講座』全五巻の第一巻『行政の理論』の巻頭に第一章「行政学と行政法学」の執筆を担当する栄誉を担った機会に、ドイツにおけるこれら両学科の「離合の軌跡」をモデルとして、両者の方法論的連関の本質構造を究明してみました。その際、十七世紀の官房学に始まるドイツ行政諸学の学説史的研究に当って、主要な原典の殆どすべてを居ながらにして我が九州大学研究室の蔵書中に見出し参照することができ、このような立派な文庫を創り後代に伝えて下さった先学のご功労にあらためて脱帽の思いを強くしたことでした。

その他、行政組織の分野で〝審議会〟の問題、地方自治の分野で〝直接請求〟の問題なども取り上げました。とり

わけ行政手続の分野で、古くから〃行政聴聞〃の問題など手がけてきましたが、一九八四（昭和五九）年に至って、日本公法学会の委嘱を受け、通算三度目の総会報告に起ったことを想い起こします。タイトルは、「『現代の立法』としての『行政手続法』」。その年の学会総合テーマが憲法の方が「現代の立法」、行政法の方が「行政手続法」でしたので、実は四人の総会報告者中、故雄川一郎教授と並んで行政法のベンチからの登板だったのですが両方のテーマを拝借しドッキングさせて、独り合点ながらちょっと気の利いたつもりの題づけをさせていただいたという次第です。

二—4 憲法の理論と解釈論

次いで、行政と行政法の総合的研究の枝から、隣りの、憲法の理論と解釈論の枝その四へ跳び移ることにします。私は、すでに触れたとおり、教授に昇任して最初の二年間は行政法講座の担当でした。したがって、行政法をも、詳細な講義案を準備して正規にこの壇上から講じたこともあるのですが、憲法講座にかかわった一九六九（昭和四四）年度以降は、憲法を毎年講じて今年度でちょうど四半世紀、二十五年に及びました。そこで、教科書の需要に迫られて、一九八〇（昭和五五）年に、それまでに種々の舞台で公けにしてきた論文に手を入れ統一し、さらに書き下ろしも加えて、私の著書では五冊目となる『憲法解釈二十講』を出しました。

先に私の最新作『ネオ行政国家論』の書評者として紹介した中川剛教授、その彼が、もちろん私が頼んだわけではさらさらなく私とは全く無関係に編集者が依頼してのことですが、やはりその時も書評の労をとってくれ、そこで

も、さすが芥川賞候補作家らしい筆致で、持つべきものは友なるかなの感を深くさせる、次のような文章を書いています。――

「手島孝は強い人だと思う。その強さは知性に裏打ちされた男っぽさに発しており、ロマンチシズムと結びついている。これはあながち、彼のヒゲと低音のためばかりではない。つまり印象にとどまらず、生来の気質として、どこででも屹立し、また自己を認めさせる力がある人物なのであろう。

……〔中略〕……

本書は、…〔略〕…教科書の体裁をとってはいるが、個性の強い著作なので、…〔略〕…むしろ、項目ごとに著者の主張が含まれた、演習向きの参考書として使われるのが妥当なところであろうと思われる。じっさい、憲法の教科書には、広い通用性を狙うあまり没個性に陥っているものが多く、一つ一つの論稿が演習の素材となって、しかもほぼ憲法の全分野をおおっているというような論文集がほとんど見当らないので、本書はそのような意味で、あとに残るものとなるであろう。

……〔中略〕……

手島孝はすでに、憲法解釈の一翼を担う者として発言している。彼の議論には、外国の理論で逃げを打つ権威主義もなければ、イデオロギーによる単純化も認められない。それは、憲法解釈にかかわる者全体にとって、幸いなことであると思う。[22]」

私自身「はしがき」において、「学問的主張を含んだ体系的論文集であって、しかも法学部や大学院で教科書ない

し参考書としても使えるもの――本書はこれら二兎を追うをあえてした」と記したこの本で、私は、憲法規範と私の所謂〝憲法現実〟との有機的相互連関を理論化した自らの方法論的立脚地を明確にし、それに拠った私なりの憲法学体系を提示したつもりです。当然、〝政党国家〟と〝行政国家〟、両現象をめぐっての憲法理論の展開に、他のテキストや体系書には見られないウエートが割かれ、さらに、後に『憲法学の開拓線』でなおも「実定制度上も理論関心の点でも在来憲法（学）の文字どおりの辺境地帯[24]」と刻印されざるをえなかった〝財政〟と〝地方自治〟にも十分の目配りをしました。[23]

政党国家論と行政国家論については、すでにヨリ広い文脈で触れましたが、ここで憲法学の対象としては、成文憲法上明文を欠く我が国での政党の憲法的地位・性格・概念、とくに日本国憲法四三条の所謂〝無拘束委任〟規定の政党国家的解釈、そしてドイツ憲法には見られる違憲政党禁止制度の憲法政策学的↓法哲学的問題性などに私なりの考察を加えて結論を示し、また、日本国憲法六五条の「行政」概念が控除説でも形式説でもなく、どうしても積極説によって理解されねばならぬ憲法全体構造的必然性を論証し、この積極的行政概念こそが、国会イコール「国権の最高機関」とは権限推定規定に他ならないと解する――私も妥当として支持する――四一条解釈と結びついて、今日国家最高の政策決定方式たるプランニングの最終権限の国会帰属を導き出すことなど、私なりに自信のある解釈論を独自に展開しました。

財政の憲法理論は、すでに一九七五（昭和五〇）年の段階で、岩波『現代法』の時に引き続き芦部信喜教授から依頼され筑摩『現代法学全集』中の『現代の経済構造と法』の巻に長篇論文「財政」を執筆した折の成果が、もとになっています。財政学をかなり勉強した上で、その理論装備に身を固めて、この憲法学フロンティアに踏み入り、法的には種々問題が残され又は近来とみに新たな問題が発生している多くの場面に挑みました。中でも、我が現実定憲

法上「予算」とは〝特殊の法律〟であるとする私見は、通説の特殊国法形式説を大きく上回る説得的論拠を有するのではなかろうか、と少なからず自負するところです。

地方自治の憲法理論としては、ここでも通説にあきたらず、〝固有権〟説を打ち出しました。これも、すでに早く一九七三（昭和四八）年、私の第三著作『地方復権の思想』において登場していたものです。この書は、今までに合計十冊の私の単独執筆の書物中、唯一、啓蒙的性格をも併せ持つものですが、そのため理論的・思想的水準を落としてはいないつもりです。私の〝地方自治＝固有権〟説は、その後『憲法学の開拓線』で、新固有権説として、その憲法理論的・解釈論的根拠を強化されています。

ところで、この『憲法解釈二十講』は、ほぼ憲法学の全体を覆うとはいえ、総説と参政権と三一条論とを別とすれば、人権論の部分が何としても手薄でした。このことは、本書自身が認めて、「はしがき」に「十分取り扱いえていない部分は、できるだけ近い将来に上木を期する続篇『憲法人権論十講』で補完する心算」と述べています。しかし、この続篇なるものが、それから十年以上を経た今日もなお陽の目を見ないでいることに、私として、出版社にはともかく、とくに学生諸君に対し筆債を痛感すること大なるものがあります。

ただ、弁明させていただくならば、私もこの間決して荏苒日を送ったわけではなく、導入部は「公法における人間」と題し、一九八三（昭和五八）年に岩波の『講座基本法学1・人』収録の一章として発表、全体の体系構成についても、三一条を今までの見方とは全く違う大きな重みの手続基本権規定ととらえる新視点から、その根本的再編を提唱した論文を前後二篇、とくに新しい方は昨年の芦部教授古稀祝賀論集で、公けにしています。もう何度目もの手前味噌となって恐縮千万ですが、中でも十一年前の論文「公法における人間」は、星野英一教授の「私法における人間」、松尾浩也教授の「刑法における人間」などと期せずして競作の形となり、当時の私として全力投球の懐かしい

作品です。近代憲法の人間像をホラーの『リヴァイアサン』扉絵で、現代憲法の人間像をドーミエの『ラ・レピュブリク』とゴヤの『サトゥルヌス』で画像化してみたのは、我ながらまずまずのアイデアと思わないでもないのですが、自画自讃でしょうか。

なお、日本の憲法の対外的紹介の試みとして、一九八三（昭和五八）年文部省在外研究員として十ヶ月ヨーロッパに出張の折、スイスのチューリヒ、ベルン両大学およびドイツのフライブルク大学で Die japanische Verfassung : Ihr möglicher Beitrag zur Synthese von Ost und West と題するドイツ語講演を行ったことも、ここに申し添えさせていただきます。

二—5　ケルゼニズムとの対話

最後になりましたが、その五、しかし太さと枝振りとでは既に眺めた四本の枝にまさるとも劣らぬのが、ケルゼニズムとの対話です。

ケルゼニズム・すなわちケルゼン・イズム、ハンス・ケルゼンの思想・学説が、私の学にとって、もとより批判的にではあるにせよ、終始導きの糸であり通奏低音であり続けたことには、疑いの余地もありません。一九七三年の死去に至るまで知的生産力豊かだった彼の仕事を丹念に追跡し、その死後も考察・検討を続けて、この、彼の精神的遺産との対話――この際、対決という言葉は使いたくありませんので、対話と申し上げますが――の中間的決算として成立したのが、奇しくも彼の生誕百年にあたる一九八一（昭和五六）年、世に出ることとなった私の著書第六作『ケ

ルゼニズム考』でした。

ケルゼンの誕生から百年を記念し、それを主題に採択した同年の日本公法学会の総会で、私が清宮四郎先生の回顧講演に引き続き「公法学におけるハンス・ケルゼン或いはハンス・ケルゼンにおける公法学」というタイトルで主題報告を行うことができたのも、この本のおかげに他なりません。

僭越ですが我が自信作の一つと私かに思うこの書の、成立の経緯や、同書「はしがき」の言葉どおりに言えば「本書で著者が、幾多先人の諸業績を向うにいささか独自性もあらんかと愚考臆断し、駑馬に鞭打って論証を試みようとした」四つのテーゼ[25]など、いずれもその「はしがき」についてご覧いただくことを願うとして、今は、次の著者自身の「わが著書を語る」一文を引くにとどめておきます。——

「第二次大戦中、小学校（中途から国民学校）、中学校と、うぶな白紙の頭に日夜ひたすら皇国史観を叩き込まれて育った著者は、一九四五年八月十五日、絶対だったはずのわが拠る価値体系の一朝にして土崩瓦解する様に、唯々茫然自失するばかりだった。十二歳の少年のこの深刻な思想的原体験は、次いで登場君臨したデモクラシーなる価値原理にも、それが絶対を自己主張する限りで不信感と警戒心を懐かさずにはおかなかった。

新たな神を求めて世人が文字通り右往左往していた敗戦後の数年、時流になじめぬ若き学徒の琴線にたまたま触れたもの、それはケルゼンの相対主義だった。

価値の相対性の冷厳な認識を前に、それを社会科学方法論の埒内に押し込めたヴェーバー、結局相対主義的立場の絶対化という背理を敢えてせざるをえなかったラートブルフらとは違って、あらゆる（絶対主義的！）迫害にもめげず徹頭徹尾相対主義を貫き通した現代の賢者ナータン！　その知的な誠実と強靱さの根源を探りきわめてみた

い。

著者の学究生活はこうして始まった。間に何年も幾度かの中断をはさみながら一応の結論に達した本研究は、皮肉にも、ケルゼン鏤骨の学説自体の相対性（！）を剔出するはめとなった。

しかし、すぐれた思想は、思想として不可避的にイデオロギー性をまといつつも、その中から理性の狡智で紡ぎ出される普遍性の故にすぐれた思想なのである。読者諸賢には、この普遍性に鋭敏な知的嗅覚を働かされんことを。[26]」

総括に代えて

以上、四十五年間を超スピードで駆け抜けました。この間私のもとで大学院学生・助手として勉強し、現在は各地の大学で活躍している十数名の方々が、昨年三月私の第六十回の誕生日に、まことに有難いことに、私には過ぎた、五百頁に垂んとする立派な祝賀論文集[27]をプレゼントして下さいましたが、その巻末に、私に過去を語らせる企画の座談会記事が載っています。その座談会が持たれた一昨年の夏にも思ったことですが、行く末を展望するのはともかく、来し方を回顧するというのは、どうやら私にはまだまだ早いようです。[28]

かつて一代の碩学・狩野亨吉は、「教師には人格が大切だが…〔略〕…大学では学術を以て学生を鍛えるのであるから、人格の最低限度は学力である」と喝破したと伝えられます。[29]私が微力ながら一貫して努めたのは、この意味での「学力」を涵養するにあった、ともいえます。しかし顧みて、私の場合、今にして、すべては試行錯誤の連続であ

り、道なお遙かの感一入(しお)です。少しばかりのオリジナリティを誇ってみても、「どんな愚かな、或は利口なことを考えようと、およそ先人のすでに考えたことならぬはない」とうそぶくメフィストフェレスの哄笑[30]にかき消されてしまいます。〝学とは何か〟を問うべくスタートしながら、廻り廻って、気がつけばもとの出発点とさして変りばえせぬ地点に立って未だに同じ問いを発せざるをえない呉下の旧阿蒙、それが今の私といわねばなりません。

しかし、私の学とは大学における学であり、それは九州大学における学に他なりませんでした。大学が、なかんずく九州大学が健在である限り、取るに足りぬ私の歩みではありましたが、後代に引き継がれ、それなりの貢献となりうることを信じます。願わくは、我がalma mater九州大学の健在ならんことを！

四十何年か前、私が本学で初めてフランス語を学んだとき、最初にまとまったものとして読まされたのは、アルフォンス・ドーデー作『月曜物語』(Contes du lundi) の第一話「最後の授業」(La dernière classe) でした。[31]

一八七一年のアルザス。普仏戦争の敗戦でドイツ領となり、今日が小学校でのフランス語の最後の授業。フロックコートに正装して教壇に立つ四十年勤続のアメル先生。やんちゃ坊主のフランツも、今日は神妙だ。あっという間に時間が経つ。「突然教会の時計が十二時を打ち、続いてアンジェリュスの鐘が鳴った。[32]」授業の終りだ。皆さん、と言ってアメル先生は絶句する。「そこで彼は黒板の方へ向き直ると、白墨を一つ手にとって、ありったけの力でしっかりと、出来るだけ大きな字で書いた。」――Vive la France！(フランス万歳！)

私も、アメル先生のひそみに倣い、〔しかし彼のように「息を詰まらせ」てはいませんので〕最後にVive l'Université de Kyushu！(九州大学万歳！)と声を大にして申し上げて、この私のdernière classeを終えることに致します。有難うございました。

（1）一九九四（平成六）年一月二六日（水曜）午前十時半〜正午（実際には、その数分前に終了）、於九州大学文系大講義室。九州大学法学部・一九九三（平成五）年度後学期・憲法第一部講義の正規の時間（火曜と水曜の各二時限）の最後を充てた。以下は、その原稿である（ただし、見出しと註は今回付加）。原タイトルも、「学・大学・九州大学　一九四九〜一九九四」。本稿の副題は、今回印刷に付するに当って追加したもの（蛇足となっていないことを望む）。なお題目に関しては、本稿本文註記号（3）の箇所で原稿を離れコメントしたところ（これまた、或いは言わずもがなであったかとも思うが）をも参照のこと。

（2）すべて「整理」とは、多くの――時として余りに多くの――ものを切り捨てることである（また、そこにこそ実は「整理」の一つの――あからさまのであれ、かくれてのであれ――目的もあるのだが）。以下、当講義で述べたところも、勿論この例に洩れない。すなわち、主題に即して、私の研究生活のみが、しかも、そのうち、当講義が便宜上用いた分類（これも、整理の一態様！）に掬い上げられたもののみが表現を与えられ、その余の私の生の諸場面は、講義活動（私は自分を「教育」者――何たる思い上がり！――と自惚れたことは絶えてない）にせよ、大学運営の実務にせよ、各種各様の社会的実践にせよ、いわんや、以上の公生活に対比しての私生活はいわずもがな、一切が沈黙の世界に送り込まれている。実際、それらの綾なす有機的全体こそが、私の生の活きた姿に他ならないのに！　しかし残念ながら、この、時間的タテ軸でも分野的ヨコ軸ででも〝縫い目のない衣〟を、そのものとして知的意識に上せる言語と文法は、本質的に分析的な近代理性には、未開発にとどまっており、恐らくは不存在なのである。

（3）ここで、講義では即席に次のコメントを加えた。――

「題して『学・大学・九州大学　一九四九〜一九九四』。ガク―ガク―ガクと、どうもガクガクしてスマートじゃないんじゃないか、というアドバイスも周囲から聞こえましたが、私、大体が人間がガクガクしてますし、学界で侃々諤々の議論を事としてきたことでもありますので、これでいいだろう、ということに致しました。それに、ガクばかりではなく、よくご覧いただければ、この題目にはキュウという字は実に五つも出てきます。この四十数年間、書斎で、研究室で、机の前に坐りこみ、ただこれ読書と思索に汲々としてきた私には、これまた似つかわしくはないか、と考えた次第です。」

（4）Julius Hermann von Kirchmann, Die Wertlosigkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft, 1848. 総ページ三二頁の髭文字のこの小冊子（一八四七年ベルリン法曹協会における講演の活字化。ヴィッテンブルク〔在メクレンブルク〕のPythia-Verlag発行）は、その一本が戦前から九州大学文学部研究室に架蔵されている。なお、「一三〇年来、ほとんどすべての〔ドイツの〕法律家に知られてはいるが、きわめて僅かの者にしか実際には読まれてこなかった」「法学『古典作者』」のこの作品が、近く

一九八八年、何度目かの復刻を見たことは、私にとっても感慨浅からざるものがある（Mit einem Nachwort, einer kurzen Lebensbeschreibung und einer Bibliographie der Werke von Kirchmanns versehen vom Herausgeber Heinrich H. Meyer-Tscheppe. Manutius Verlag, Heidelberg 1988. 70 S. 参照、その書評―Michael Kilian, in: DVBl. 1989 S. 576 f.）。右の最新復刻版の評者が紹介しているところでは、一九六六年、同じ舞台（ベルリン法曹協会）でカール・ラレンツが「学としての法律学の不可欠性について」（Über die Unentbehrlichkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft）講演を行った、というのも興味深い。

いま、キルヒマンの名と彼の〝法学史的古典〟について知るに至ったきっかけを記憶に探ると、どうやら、一九五一年初版のラードブルッフ『法哲学』（田中耕太郎訳、小山書店）に負うと思われる。現在私の書架に残る同訳書（再版、一九五二年六月）の一七五頁末行から次頁にかけて、彼の「有名な『法律学の科学としての無価値』なる講演」への簡単な論及が見られる。

（5）以下、私の個々の著書・論文のデータについては、「手島孝教授主要著作目録」（『法政研究』五九巻三・四号、一九九三年三月）ないし「手島孝先生主要業績目録」（註（27）掲記『公法学の開拓線』四四一～四五一頁）を参照のこと（前者の方が若干新しく且つ詳しい）。

（6）この古典的名著の英訳決定版（Alexis de Tocqueville, Democracy in America. The Henry Reeve Text as revised by Francis Bowen. Now further corrected and edited with a historical essay, editorial notes, and bibliographies by Philips Bradley. 1st Borzoi Edition, 1945. Vintage Edition, 1954 - 3rd Printing, 1955）の訳著者ブラドレー教授（シラキュース大学マクスウェル行政大学院）こそ、われわれ（一九五五～一九五六年度フルブライト計画「政治学・行政学特別プロジェクト」に選抜参加の一〇名）の世話役（コーディネーター）に他ならなかった！　われわれには寛容だったが自らは一滴の酒も嗜まぬこの老クエーカー教徒（老といっても、思えば今の私とそう変らぬ年齢だったわけだが）の、柔和な温顔とダディー的巨軀が今もまなかいに浮かんで消えない。

（7）ペータースの全著作目録は、追悼論文集（Gedächtnisschrift Hans Peters. Hrsg. von H. Konrad, H. Jahrreiss, P. Mikat, H. Mosler, H. C. Nipperdey u. J. Salzwedel. Springer Verlag, 1967）の巻末（SS. 977-985）にある。なかんずく、私に大きなインパクトを与えたのは、彼の一九五二年の一論文 Kampf um den Verwaltungsstaat (Verfassung und Verwaltung: Festschrift für Laforet, 1952, SS.19-36）であった。

（8）　このことについては、すでに「わがニッパチの記――ペーターズ先生の憶い出を中心に――」（有斐閣『書斎の窓』三〇四号、一九八一年五月一日、三四〜三七頁、とくに三五〜三六頁）で触れた。その際文献としてもっぱら依拠したのは、ペータースを有力メンバーの一人とした抵抗組織「クライザウ・サークル」（Kreisauer Kreis）に関する、オランダの一現代史家による詳細丹念な研究書、Ger van Roon, Neuordnung im Widerstand: Der Kreisauer Kreis innerhalb der deutschen Widerstandsbewegung, R. Oldenbourg Verlag: München, 1967, xi, 652 S. である。同書の全般にわたって、なかんずく一〇九〜一一五頁・二二一頁その他において、ヘルムート・ジェームズ・グラーフ・フォン・モルトケを盟主とする同サークル（同書によれば、モルトケ以下総勢一九名。ペータースの名はその六番目に挙げられている）に占めたペータースの大きな役割が明らかとなる。なお、別の著名な、そしてペータース自身一九五六年に「影響力の点で最も重要なサークル」として言及（後掲講演記録二五頁右行）した抵抗組織の「ゲルデラー・サークル」（Goerdererkreis）が、「年長者たちの経験」グループとも目されるのと対比的に、クライザウ・サークルの方は、往々「若い理論家たちの批判」グループと特徴づけられるが（参照、ローン前掲書二六八頁）、この評は全面的にではないとしても当らずとも遠からずなのかも知れない（参照、ハンス・ロートフェルス『第三帝国への抵抗』片岡＝平井共訳、一九六三年（原書は一九五八年の発行）、一八〇頁）。その一端は、戦後ペータースが自らの「対ヒトラー抵抗運動」について語った数少ない回顧の一つ（Verfassungs- und Verwaltungsreformbestrebungen innerhalb der Widerstandsbewegung gegen Hitler: Vortrag von Prof. Dr. Hans Peters, gehalten am 2. 3. 1956 in Köln vor der Freiherr-vom-Stein-Gesellschaft, in: Freiherr-vom-Stein-Gesellschaft e. V. Mitteilungen, 3. Heft, 1959, SS.24〜40）にも窺える。ちなみに、このペータース一九五六年講演の記録が収められたシュタイン協会年報一九五九年号の貴重な一冊を、私は一九六一〜一九六三年の留学時ペータースから親しく贈られ、今も手許にある。彼自筆の献辞に曰く、――Herrn Professor Dr. Teshima freundschaftlichst überreicht (S.24 ff.) Hans Peters.

（9）　前掲（註（7））ペータース追悼論文集五八二頁。

（10）　『現代行政国家論』はしがき一〜二頁。

（11）（12）　『憲法学の開拓線』四頁。

（13）　『ネオ行政国家論』三頁。

（14）　同右一二〜一三頁。

（15）　日本行政学会編『年報行政研究28』（一九九三年）一八八〜一九〇頁。

(16)(17)『ネオ行政国家論』七六〜七七頁。
(18)「権力分立世紀末（ア・ラ・ファン・ド・シエクル）版――ネオ行政国家における新状況」（『法学教室』一五一号、一九九三年四月、二二〜二七頁）。
(19)手島孝＝中川剛共著『憲法と行政権』（一九九二年、法律文化社）二二頁。
(20)『年報行政研究28』一九一頁。
(21)『計画担保責任論』iii頁。
(22)『法学セミナー』三一八号、一九八一年八月、三六頁。
(23)『憲法解釈二十講』i頁。
(24)『憲法学の開拓線』四頁。
(25)「順不同」として、次の四点が挙げられている（同書iv〜v頁）。――
「肯綮に中るケルゼン理解には、純粋法理論やイデオロギー批判はじめ彼の本領とするもろもろの活動分野すべてを包摂して、〝ケルゼニズム〟ともいうべき全体的な思想体系を想定する視点が不可欠と思われること。」
「そのケルゼニズムは、従来とて指摘されないではなかった当代の哲学的・社会思想的諸潮流との興味深い系譜的連関もさることながら、より根本的にはケルゼンその人の〝憲法体験〟、すなわち一九二〇年のオーストリア共和国憲法制定への主動的参画（〝実践〟）を核としたケルゼン憲法理論完成の経緯に、まさにそのルーツを存すると考うべきこと。」
「ケルゼニズムがその功過を如実に顕現する一場面として、その展開する〝行政〟論がなかんずく刮目に値すること。けだし、行政こそ現代の大いなる鍵（キー）概念の一つにほかならぬからである。」
「究極的に、すべての思想同様ケルゼニズムもまた、その総体の評価は〝存在被拘束性〟の解明抜きには全く不可能であり、そしてこの作業は、ケルゼニズムの場合、上記憲法体験の分析が同時にその本質的部分を遂行するに違いないこと。ケルゼニズムの確立（著者の見解では、基本的に一九二〇年代）後、とくに主人公のアメリカ亡命から晩年にかけて見られるその体系内的な若干の修正（『純粋法学』第二版、『規範の一般理論』など参照）は、今はこれを専門の研究者の検討に委ねるをもって足るべく、本書の大局的見地を左右するまでのものではありえないと思う。」
(26)「わが著書を語る　ケルゼニズム考　手島孝」（出版ニュース社『出版ニュース』一九八一年七月中旬号、五三頁）。
(27)大隈義和代表編集『公法学の開拓線　手島孝先生還暦祝賀論集』（一九九三年三月三〇日、法律文化社）。
(28)活字化に際し、副題に「修業時代と遍歴時代」（Lehr- und Wanderjahre）とした所以。しかし、一九八一年三月一五日の

時点で、前掲（註（8））「わがニッパチの記」、一九九二年八月一九日の段階で、「手島孝先生に聞く（座談会）」（前註所掲書四一三〜四三八頁）。

(29) 参照、青江舜二郎『狩野亨吉の生涯』（中公文庫、一九八七年）一六五頁。

(30) ゲーテ『ファウスト第二部』六八〇九〜六八一〇聯（一九七一年レクラム版六六頁）——

Wer kann was Dummes, wer was Kluges denken,
Das nicht die Vorwelt schon gedacht ? —

相良守峯訳（岩波文庫、一九五八年、一三一頁）による。なお、この箇所の訳、鷗外によれば、「賢い事も、愚な事も、昔誰かがもう考へた／事しか考へられぬ…／」となっている（森林太郎訳、岩波文庫、一九四三年、一六四頁）。

(31) 当時のテキストはもう手許にない。そこで、これも当時のもの（参考用に購入!?）と覚しき桜田佐訳『ドーデー月曜物語』（岩波文庫、奥付に一九五〇年三月第九刷とある）を埃を払って書架から探し出し、その一三〜一九頁によって記憶を再現した。

(32) 講義では、このあたりで正午のベル（二時限〔一〇時二〇分〜正午〕終了のベル）が鳴ることを期待（予定？）していたが、話しの進行の方が数分早過ぎた。そこで、やむなく一言、——「ここで終りのベルが鳴るはずでしたが、まだ、ちょっと早いようです。」もっとも、定年（蛇足ながら、これは国家公務員法八一条の二の用語であって、我々の場合は教育公務員特例法八条二項で停年というのが正式らしいが）より「ちょっと早」く去る私には、期せずしてふさわしくないこともなかったか。

（完）